

新たな計画の基本的考え方(案)

総合部会調査審議分野 第4章 克服すべき沖縄の固有課題 抜粋及び関連制度個表

平成23年5月10日（火）
沖縄県振興審議会
第1回総合部会

第4章 克服すべき沖縄の固有課題 P98～P99

本県は、米軍施設・区域が集中しているなどの社会的事情、広大な海域に多数の離島が存在することや本土から遠隔地にあること等の地理的事情、我が国でも稀な亜熱帯地域にあることや台風常襲地帯であること等の自然的事情、先の大戦中に苛烈な戦火を被ったことや27年間に及び我が国の施政権の外にあったこと等の歴史的事情など他の都道府県にはない特殊な諸事情を有する。

この特殊事情は、我が国の安全保障体制に起因する過大な米軍基地の存在をはじめ、我が国で唯一の離島県であることなどから生ずる他県とは根本的にその存立条件が異なることに対応した地域政策など、国による措置及び対応を必然とするものである。

一方、この章で示す克服すべき沖縄の固有課題は、その解決こそが沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描いた5つの将来像の実現するための前提条件であり、また、沖縄県がもつ特殊な諸事情に由来するところから、国の責務により解決を図るべき性格を有する。

こうした性格から、各将来像実現にかかる一般的な課題と区別して沖縄の固有課題として明示したところである。国においては沖縄21世紀ビジョンの実現を支援するよう、政策を進めることが求められる。固有課題を克服し、沖縄21世紀ビジョンの将来像を実現するため、沖縄県の不斷の努力に加え、国の責務により、返還跡地の利用、不利性克服の制度や施策を講じ、取り組んでいく必要がある。

また、この固有課題の解決に向けた取組は、沖縄の発展可能性を顕在化させるだけでなく、アジアと向き合い信頼関係を構築し相互に発展を目指す我が国新たな活路を拓こうとするものである。

以下、固有課題克服の意義や解決への道筋を示す。

1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用

(1)概況

P99～P100

沖縄県においては、太平洋戦争で一般住民を巻き込む「鉄の暴風」と呼ばれる凄惨な地上戦が行われ、この戦闘で失われた人命は、一般住民を含め20万人余に及び、貴重な文化遺産等が破壊され、沖縄は文字どおり焦土と化した。

戦後、日本本土では、道路、港湾、鉄道などの産業基盤整備や旺盛な民間投資等により高度経済成長が達成された一方、沖縄は27年間に及ぶ米軍施政権下において、民間地の強制接収等によって米軍基地が形成され、社会資本の整備や産業振興等の面で本土との格差が生じた。

本県には、現在もなお、狭隘な県土に全国の米軍専用施設の約74%が集中し、人口や産業が集中する沖縄本島の18.4%を占めているほか、28か所の水域と20か所の空域が米軍の訓練区域として設定されるなど、陸域だけでなく、海域及び空域においても使用が制限されている。

また、県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的まちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。

さらに、航空機等による騒音や演習に伴う事故の発生、あとを絶たない米軍人等による刑事事件や、地位協定上の不公平性からくる不利益、油類の流出など、他地域と比べても偏在的・不公平な様相を呈しており、県民生活に多大な影響を与えていている。

一方、本土復帰から平成21年3月末までに返還された米軍基地は、面積にして約19%にとどまり、本土の約59%と比較して、返還が進展していない状況にある。沖縄県民は、戦後65年余にわたり、このような米軍基地の存在及び運用等に伴う過重な負担を背負い続けており、基地問題の解決を強く望んでいる。

特に、在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還については、沖縄の基地負担の軽減を図る上で重要であり、また、新たな発展に向けた大きな転機となることから、確実に実施される必要がある。

返還に当たっては、返還前の基地立ち入り調査、基地返還に伴う環境浄化、地権者の負担軽減など様々な課題の解決と大規模な駐留軍用地跡地利用を円滑かつ適切に進めるため、国の責務として、国による事業実施主体の確立や、行財政上の様々な措置など、新たな法制度や仕組みの下、着実に取組を推進する必要がある。

ここに、沖縄県における米軍基地の存在及び運用等に伴う過重な負担、跡地利用に関する課題を沖縄県の固有課題として位置づける根拠が存在する。

1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用 (2) 克服の意義

P100～P101

米軍基地問題は沖縄県だけの問題ではなく、我が国の外交や安全保障に関わる全国的な課題であり、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要がある。

我が国安全保障を支える米軍基地が、沖縄県のみに集中している現状を改善してほしいと県民は強く願っている。

しかしながら、我が国においては、沖縄の米軍基地の機能や効果、負担のあり方など、安全保障全般について国民的議論が十分なされてきたとはいえず、今後米軍基地の負担を含む安全保障に関し、広範な国内議論が必要である。

日米両政府においては県民の目に見える形で、米軍基地に起因する様々な事件

・事故や環境問題、米軍基地の整理縮小及び日米地位協定の抜本的見直しに取り組むことを求める。

また、駐留軍用地跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編を視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。これらの取組は、長年基地を提供してきた国の責任の下適切に進められ、沖縄全体の発展につながるものでなければならない。

米軍基地の整理縮小を図り、基地に起因する様々な問題を解決し、跡地利用を円滑かつ適切にすすめることにより、沖縄県民が望む平和で豊かなあるべき沖縄の姿を実現することができる。

ここに、固有課題克服の意義がある。

1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用 (3) 解決への道筋

P101

米軍基地問題については、長きにわたり沖縄に広大な米軍基地が置かれており、日米両政府に対し、過重な基地負担の抜本的解決を求めていく必要がある。

県は、これまであらゆる機会を捉えて、日米両政府に対し、基地問題の解決促進を強く訴えてきており、今後も全国知事会をはじめ、渉外知事会や知事と基地所在市町村等で構成する沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会と連携し、国民的な議論が深まるよう、あらゆる機会を通じて取り組む。

我が国の外交や安全保障に関する国民的な論議を深めるためには、日米の国防・安全保障政策や、国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた効果的な方策等について研究・検討し、県としての考え方をとりまとめ、問題提起をしていく必要がある。

駐留軍用地跡地利用に関しては、「長年基地を提供してきた國の責務として行われるべきである」、「跡地の有効利用が沖縄県の自立的発展につながるものとするべきである」、この2つを基本スタンスとし、跡地整備に関する「駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）」などの新たな制度的枠組みのもと、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進める。

さらに、在日米軍再編協議における合意等に基づく大規模な基地返還が実現した後も、広大な米軍基地が残ることから、引き続き、米軍基地の整理・縮小を求めていく。

制度名	駐留軍用地跡地利用推進法（仮称）	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	駐留軍用地 跡地利用	44 (新規)
基本施策	(13) 駐留軍用地跡地の利用促進		

I 提 言 の 概 要

提 言 目 的	駐留軍用地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地の跡地利用に伴う特別の措置を講じ、沖縄の均衡ある発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進することを目的とする。
	税 の 特 例
	①公共用地先行取得等の推進制度の創設《新規》 ・用地先行取得に係る所得控除対象額の引き上げ制度
	規 制 緩 和
	金 融 支 援
	提 言 内 容
	財 政 措 置
	①公共用地先行取得等の推進制度の創設《新規》 ・地方公共団体等に対する無利子融資等制度 ②新たな事業手法制度の創設《新規》 ・学校等公共施設建設に対する行財政措置制度 ・基地跡地と周辺市街地との一体化事業制度 ③跡地における風景づくり制度の創設《新規》 ④返還跡地国家プロジェクトの導入《新規》 ・国営大規模公園・鉄軌道系交通システム・骨格的道路網・高次都市機能
	そ の 他
	①返還前の埋蔵文化財・環境調査及び染等に関する原状回復措置徹底の制度化《新規》 ②給付金制度の見直し(新たな給付金制度の創設)《新規》 ③中南部都市圏広域跡地(仮称)指定及び同跡地の事業実施主体の確立《新規》 ④公共用地先行取得等の推進制度の創設《新規》 ・県・市町村等への国有財産譲与・無償貸付制度 ・国の用地先行取得の制度化(国の基金設置) ⑤新たな事業手法制度の創設《新規》 ・市街地整備事業における大規模集約換地制度 ・大規模公共施設や産業振興地区の用地確保のための用地の一括先行取得制度 ⑥跡地における産業振興地区制度の創設《新規》 ⑦跡地における風景づくり制度の創設《新規》 ⑧返還跡地国家プロジェクトの導入《新規》 ・国営大規模公園・鉄軌道系交通システム・骨格的道路網・高次都市機能 ⑨跡地利用推進のための調整機関の設置《新規》 ⑩自衛隊施設用地要新た法制度の対象とすること《新規》

II 提言の必要性

これまでの基地跡地の整備により明確となってきた課題への対応と、米軍再編に伴う嘉手納飛行場より南の大規模な米軍施設・区域の返還跡地の円滑なる開発、及び返還跡地利用を沖縄の発展につなげる「沖縄21世紀ビジョン」の実現のため、沖縄振興費と別枠での予算確保と様々な行政財政上の措置、中南部都市圏の跡地における事業実施主体の確立、基地返還跡地と周辺市街地との一体的な整備、給付金制度の見直し、国営大規模公園等の返還跡地国家プロジェクトの導入等を盛り込んだ、駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律を制定する必要がある。

担当部課

企画部 企画調整課

連絡先

098-866-2026

2 離島の条件不利性克服と国益貢献

(1)概況

P102～P103

沖縄県は、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に160の島々が点在する全国でも有数の島しょ県であり、その分布する海域の範囲は、およそ本州の三分の二に匹敵する。このような広大な海域に沖縄本島を除く39の有人離島を有しているが、沖縄の離島地域の市町村数は全国でも上位であり、また人口が1,000人未満の小規模離島が数多くあるのが特徴である。

沖縄の離島は、中国・台湾などと国境を画し広大な海域に点在し、日本の領海、領空、排他的経済水域（EEZ）などの重要な国家的利益の確保に大きな役割を果たしている。また、離島地域は多様で豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有しており、この離島の多様性は観光資源として大きな魅力となるとともに、県民の食料供給地としても重要な地域となっている。

一方、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画に基づき、離島振興策が展開されてきたが、離島地域の多くは人口や経済規模が過小であり、生活・産業活動の条件が厳しく、また、市町村財政基盤も脆弱であるなど本島地域との格差が依然として存在している。

これらの格差は、遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性に由来するものである。

第1に、離島地域は、経済、行政などの中心から遠く離れていることにより、輸送上の不利性を抱え、割高な人的・物的の輸送コストが住民生活を圧迫し、また、産業振興の大きな制約となっている。

第2に、離島市町村の行政事務は、小規模な範囲で自己完結的に対応しなければならず、また、同一市町村内であっても複数の島に施設整備が必要となる場合があるなど、高コスト構造を抱えており、特に、水道事業や廃棄物処理などについて、離島住民の負担が大きいものとなっている。

第3に、規模の経済がはたらき難いことなどから、病院、介護施設、高校などが設置されていない離島も数多く存在し、医療、福祉、教育など基礎的生活条件

の充足の面で課題を抱えている。特に、小規模離島は“離島の中の離島”という厳しい環境にあり、条件不利性の克服の必要性はより切実である。

ここに、離島の条件不利性克服を沖縄県の固有課題として位置づける根拠が存在する。

2 離島の条件不利性克服と国益貢献

(2) 克服の意義

P102～P103

このように離島地域は多様な課題がある一方で、国益に大きく貢献するとともに、貴重な自然環境、個性豊かな文化、歴史的遺産等の魅力を有することによる多様で豊かな我が国の一一部を形成する重要な役割を果たしてもいる。

このため、離島振興にあたっては、離島地域の果たしている役割に鑑み、負担を共に分かち合い県全体及び国全体で支え合うという理念の下に、取り組むことが求められる。

離島地域の条件不利性を克服して、離島住民が安心して生活し働くことができる持続可能な離島地域社会の形成につながるような総合的な離島振興策を強力に推進する必要がある。加えて、離島地域が有する潜在力を十分發揮し、日本の経済発展の一翼を担う地域として存在価値を高めていく必要がある。

ここに、固有課題克服の意義がある。

2 畦島の条件不利性克服と国益貢献

(3) 解決への道筋

P103～P104

離島の振興に当たっては、離島地域住民の不斷の努力に加え、沖縄県民全体、さらには国民全体で支え合い、多様な主体が連携・協力して、離島地域から起因する多様な課題を克服するとともに、離島の新たな可能性を発揮できる基盤づくりに取組み、持続可能な離島地域社会の実現を目指す。

このため、離島地域において、交通・生活コストの低減、航路・航空路の確保・維持、生活環境基盤、教育、医療・福祉の充実等、定住条件の整備を図る。

また、それぞれの地域の持つ多様な魅力を最大限発揮した地域づくりを進める視点に立ち、雇用機会の創出・拡大に向け、観光リゾート産業の振興をはじめ、農林水産業の振興、特産品の開発やプロモーションなどマーケティング強化等による産業振興を図る。

さらに、離島がその潜在力や魅力を最大限発揮し、近接アジア諸国等との文化・経済交流を推進し友好関係を構築するなど、新たな分野への展開を図る。

制度名	揮発油税等の軽減	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	復帰特措	40 (継続)
基本施策	(11) 离島における定住条件の整備		

I 提 言 の 概 要

提 言 目 的	沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整する（復帰特別措置法第80条第1項）		
	税 の 特 例	◎復帰特別措置法により講じられている揮発油税等の軽減措置の延長 揮発油税等（国税）の7円／㍑ 軽減 揮発油税及び地方揮発油税の軽減額 約41億円（沖縄県試算 平成20年度）	—
提 言 内 容	規 制 緩 和	—	
	金 融 支 援	—	
そ の 他	財 政 措 置	—	
	そ の 他	—	

II 提 言 の 必 要 性

- ① 本県には、モノレール以外の鉄軌道がないことから陸上の輸送は、専ら自動車に依存している。
- ② 一人当たりの県民所得が全国平均の7割弱、勤労者1世帯当たりの可処分所得は全国平均の約7割とガソリンの家計消費支出に占める割合は全国平均と比べ高くなっていることから、ガソリン価格の抑制は県民生活及び産業経済の安定を図る上で、重要な意義を有する。
- ③ 挥発油税等の軽減措置を前提に、石油価格調整税（法定外普通税1.5円／㍑）を課税し、その税収を実質的な財源として沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品（揮発油、灯油、軽油、A重油）の輸送経費を補助する「石油製品輸送等補助事業」を実施し、離島における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図ることにより、離島住民の生活及び産業活動における負担軽減に寄与している。
- ④ 平成23年度に資源エネルギー庁が創設を予定している「離島ガソリン流通コスト支援事業」は、揮発油税等の軽減措置を理由に、沖縄県（本島及び離島）は対象外になる予定である。

担当部課	環境生活部 県民生活課	連絡先	098-866-2187
------	-------------	-----	--------------

制度名	離島の生活コスト低減支援制度	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	離島振興	41 (新規)
基本施策	(11) 離島における定住条件の整備		

I 提言の概要

提言目的	沖縄本島から小規模離島をはじめとする県内有人離島へ輸送される生活必需品等の輸送費を措置し、離島における生活必需品等の価格を低減することにより、離島住民の割高な生活コストを軽減し、離島の定住条件整備を図る。		
税の特例	—		
規制緩和	—		
内容	—		
金融支援	—		
財政措置	①沖縄離島生活コスト低減交付金（仮称）を創設し、当該交付金を財源として、沖縄本島から県内有人離島（離島を経由する場合を含む。）への生活必需品等に係る航路輸送費を措置する。《新規》		
その他	—		

II 提言の必要性

離島地域では、その条件不利性から、住民の日常生活に欠かせない食料品をはじめとする生活必需品等の多くを沖縄本島から移入しており、輸送コストが小売価格に転嫁されるため、那覇市に比べ小売価格が2~3割も高い物品があるなど、離島への定住を阻害する一因となっている。

このため、当該輸送コストを措置することで、離島地域で販売される生活必需品等の小売価格を引き下げ、離島住民の生活コストを軽減し、離島地域の定住条件の整備を図る必要がある。

担当部課	企画部 地域・離島課	連絡先	098-866-2370
------	------------	-----	--------------

制度名	離島・へき地支援のための教育振興総合対策	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	離島振興	42 (新規)
基本施策	(11) 離島における定住条件の整備		

I 提言の概要

提言目的	海洋島しょ県である本県の、児童・生徒の諸教育活動に係る負担の軽減、居住する住民の生涯学習の環境等を整備することで、全県民が公平に教育機会が享受できるような環境整備を推進し、離島という不利益性を解消し、定住化の促進を図ること。		
税の特例	—		
規制緩和	—		
金融支援	—		
その他の内容	財政措置	① 修学旅行や様々な大会への参加等、教育諸活動に係る交通費の負担を軽減《新規》 (5割程度軽減) (試算: 年額11億円程度) ② 学校、図書館、公民館等へのインターネットの整備等、生涯学習環境の整備《新規》 (試算: 合計28億円程度)	
	その他	① 複式学級の解消《新規》 (試算: 年額17億円)	

II 提言の必要性

離島、特に有人離島の存在は、国の領域、領空、排他的経済水域の確保等国益にも大きく貢献しているものと考える。その活性化、定住化を図るために、移動のための手段が安価であること、教育への不安や不利益性を解消していくことが必要である。

海洋島しょ県である沖縄県は、島から島への移動はもちろん、沖縄県から他都道府県への移動は航路及び航空路に限られる。また、鉄道軌道もなく移動コストが高い。離島路線は生活路線となっており、需要が低く、赤字路線とならざるを得ない状況がある。健康で文化的な生活を営むために必要な生活権、移動権が保障されなければならない。

教育の機会均等・生涯学習社会の形成のためにも、学校における双方向授業の実践や図書館や公民館等がネットワークで結ばれるようインフラを整備する必要がある。

また、個に応じたきめ細かな指導ができるよう、複式学級を解消し、学習活動の充実を図る必要がある。

担当部課	教育庁 総務課	連絡先	098-866-2705
------	---------	-----	--------------

制度名	含みつ糖生産者総合支援制度	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力に溢れる豊かな島を目指して	産業振興	43 (新規)
基本施策	(12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開		

I 提言の概要

提言目的	含みつ糖生産を地域振興政策と位置づけ、含みつ糖生産地域におけるさとうきび生産農家及び含みつ糖製造企業の双方を支援する法令に基づく制度を創設することで、将来にわたって安心してさとうきび生産が可能となる環境を整備し、離島住民の定住を図る。		
税の特例	—		
規制緩和	—		
金融支援	—		
内容	財政措置	① 国が、さとうきび生産農家へ標準的な生産費と取引価格との差額を交付金交付（仮称：含みつ糖経営安定対策交付金）《新規》 ② 国が、国内産含みつ糖製造事業者へ標準的な製造コストと標準買上価格との差額を交付金交付（仮称：国内産含みつ糖交付金）《新規》 試算額（①+②）：13億円/年	
その他	その他	① 離島における含みつ糖生産を地域振興政策として位置づけ《新規》 ② 含みつの需給調整及び交付金交付事務を担う事業者の指定《新規》 ③ 含みつ糖経営安定対策交付金（仮称）の設定及び国が需給調整事業者を経由し、さとうきび原料農家へ交付金の支払い《新規》 ④ 国内産含みつ糖交付金（仮称）の設定及び含みつ糖需給調整事業者を経由し、し、国内含みつ糖製造事業者へ交付金の支払い《新規》	

II 提言の必要性

- ① 含みつ糖生産地域は、国境に面した離島が多く、地理的・自然的にきわめて厳しい農業生産条件抱えるとともに、黒糖産業以外に地域に根ざした産業に乏しい状況にある。
- ② 他方、国境に面した離島は、国境の維持、広大な排他的経済水域の確保等に重要な役割を果たしており、当該離島における定住条件の改善は、住民のみならず日本国民全体の利益となる。
- ③ このことから、当該地域における含みつ糖生産を地域振興政策として位置づけ行い、国境に面した離島住民が将来にわたって生活できる環境を整備する必要がある。

担当部課	農林水産部 糖業農産課	連絡先	098-866-2275
------	-------------	-----	--------------

3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

(1)概況

P104～P105

広大な海域に散在する多くの離島で構成される沖縄県にとって、県内外を結ぶ交通ネットワークの確立・強化は、沖縄全域の持続的な発展を支えていくために必要不可欠である。東アジアの中心に位置する地理的特性は、近年の中国をはじめとするアジア諸国の経済成長により近隣諸国・地域との人流・物流面においては大きな優位性へと変化しつつあり、沖縄型自立経済の構築だけではなく沖縄が今後の我が国の成長と東アジアとの交流に貢献する地域として発展する可能性を内在している。

一方では、沖縄県は、我が国で唯一、他の地域と陸上交通でつながっていない離島島しょ県であり、県内外を結ぶ交通手段は空路・海路に限られていることから、他の都道府県に比べ交通及び物流に要するコストが割高となり人的・物的な移動の大きな障害になっているほか、製造業や農林水産業等各種産業の発展を妨げる阻害要因となっている。

また、沖縄県は基幹的公共交通システムである鉄道を有していない唯一の県である。戦後、本土では戦禍を受けた鉄道の復旧が行われたにも関わらず、米軍統治下にあった沖縄では、沖縄戦により壊滅した県営鉄道の復旧は行われなかった。さらに、広大な米軍基地の存在、基地周辺での無秩序な市街地の形成、広域道路網の整備の遅れ及び急激な自動車交通の増加などの歴史的・社会的事情は、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせてきた。

海洋島しょ圏沖縄に適合した交通ネットワークを構築することは、沖縄の地理的、歴史的、社会的特殊事情に起因する不利性を克服し、他方で時代潮流を踏まえた優位性を増大させることにつながり、同時にそれは沖縄21世紀ビジョンに掲げた5つの将来像を実現するための前提となるものであることから、固有課題として位置づける意味がある。

3 海洋島しよ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築 (2)克服の意義

P105

沖縄県は、経済成長が著しい東アジアの中心に位置し国内の他の地域にはない地理的条件を有すること、空港と港が隣接していること、24時間利用可能な空港を有すること、情報通信関連産業が集積していること、外国語対応能力を有する若年労働者が豊富に存在すること及び航空会社による国際航空貨物ハブ事業が定着していることなど数々の優位性を有し、国際物流及び国際観光などの拠点として発展する可能性を内在している。沖縄が、我が国と東アジアを結ぶ国際物流拠点あるいは観光・科学技術の交流拠点として発展していくということは、単に沖縄県の振興に寄与するだけではなく、今後の我が国の発展にも大きく寄与するものである。今後の人流・物流拠点として国際観光・科学技術の振興や臨空・臨港型産業の集積を図るために、国内外の航空、海上ネットワークを拡充し、海外と充分な競争力を有する様々な税制、規制緩和、施設整備など諸施策が必要となる。

また、沖縄本島の公共交通の抜本的な改善のため、基幹バスシステム、TDM施策など様々な施策の一体的な展開が必要であるが、その中で鉄軌道の導入は今後の公共交通改善の中心的政策課題である。しかしながらその導入や、運営には膨大な資金が必要であり、沖縄が戦後全国で唯一、高速鉄道の恩恵を受けていない経緯等を踏まえ、国の支援による新たな制度の創設が求められる。

このような沖縄県の特殊事情を踏まえ、交通及び物流面における不利性を解消し、日本アジアの交流拠点となるべく諸条件を整備し、交通ネットワークを構築することにより、成長著しいアジアと日本の交流と共生の場として、世界へ貢献できる地域となることを目指す。

ここに、固有課題克服の意義がある。

3 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築 (3) 解決への道筋

P106

交通ネットワークの構築は、県民や観光客の利便性の向上、高齢者及び障害者などいわゆる交通弱者の移動の確保、交通渋滞の緩和及び低炭素社会の実現並びに国際物流拠点の形成などを図るため、必要不可欠な社会基盤である。

空の玄関口であり、かつ、航空物流の拠点となる那覇空港については、国内外との航空ネットワークの拡充を図るほか、それに対応するための滑走路増設及び国際線ターミナルの早期整備等、空港機能の強化に取り組む。また、地域における各拠点空港についても国内外との航空ネットワークの拡充等に努める。

海の玄関口であり、かつ、海上物流の拠点となる那覇港については、外国人観光客の受入体制、物流機能の強化及び航路ネットワークの拡充を目指すとともに、それらに対応するための港湾整備を行う。また、中城湾港は産業支援港湾として整備し、那覇港、中城湾港、平良港、石垣港等においては観光拠点として質の高い海洋レジャー環境を創出し、那覇港、本部港、平良港及び石垣港においてはクルーズ船にも対応できる港湾整備を進める。

陸上交通については、体系的な幹線道路網を構築するほか、県土の均衡ある発展を支える公共交通の基幹軸として、骨格性、速達性及び定時性等の機能を備えた鉄道を含む新たな公共交通システムの導入についての取組を推進する。

さらに、沖縄県と国内及び海外の主要都市とを結ぶ航路及び航空路のネットワークの拡充、交通・物流コストの低減を図るとともに、国際物流経済特区制度を活用し臨港・臨港型産業の集積を図り我が国と東アジアを結ぶ国際物流拠点を構築することで、ヒト、モノ、情報等が円滑に循環する交流拠点として我が国及び世界へ貢献し発展していく沖縄を目指す。

制度名	沖縄鉄道等の整備	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	交通体系	19 (新規)
基本施策	(1) 沖縄型自立経済の構築に向けた基盤の整備		

I 提言の概要

提 言 目 的	県民及び観光客の利便性の向上、中南部都市圏における交通渋滞の緩和、低炭素社会の実現、基地返還跡地の有効活用並びに県土の均衡ある発展を図る。
	—
	—
	—
提 言 内 容	税 の 特 例
	規制緩和
金 融 支 援	—
	—
そ の 他	財 政 措 置
	その他 全国新幹線鉄道整備法を参考に、国の負担で沖縄本島への着実な鉄道の整備が図られる法制度の制定。

II 提言の必要性

これまでの自動車を中心とした陸上交通政策から「沖縄21世紀ビジョン」の実現に資する鉄道を中心とする交通政策への転換が求められており、今後の基地跡地の最大限の利活用、北部圏域を含めた沖縄本島の均衡ある発展のため、これまでの歴史的な経緯などを踏まえ、鉄道を国の責務で整備する必要がある。

担当部課	企画部 交通政策課	連絡先	098-866-2045
------	-----------	-----	--------------

制度名	国際物流経済特区	分野名	整理番号
将来像	3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して	産業振興	25 (新規)
基本施策	(4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成		

I 提 言 の 概 要

提言目的	那覇空港および那覇港、中城湾港を拠点に、周辺地域に臨空・臨港型産業を集積させ国際物流拠点を形成する。 臨空・臨港型産業を観光・情報に次ぐ沖縄県の新たなリーディング産業と位置づけ、自立型経済の構築を図る。		
税の特例	<p>①立地企業等への税制優遇 - 法人税の事業認定後 10 年間全額免除（試算：年額 34 億円）、11 年目以降は人件費の一定割合の税額控除 《現行：（ア）新設後 10 年間の 35% 所得控除（イ）投資税額控除（ウ）特別償却 特自貿は（ア）（イ）（ウ）から、自貿は（イ）（ウ）から 1 つを選択》</p> <p>②航空機、船舶への税制優遇 - 航空機燃料税の全額免除（試算：年額 95 億円）《現行：本則の 1/2》 - 外貿船へのとん税、特別とん税の全額免除（試算：年額 2 億円）《新規》 - 内航船への免税油の使用許可（試算：年額 2.8 億円）、船舶の固定資産税の 10 年間全額免除（試算：年額 0.4 億円）《新規》 - 国際展示場における出品物の関税・消費税の免除（試算中）《新規》</p> <p>③地方税課税免除および空港、港湾費用免除による減収補填措置《継続》 * 法人事業税・固定資産税・不動産取得税の 10 年間全額免除（試算：年額 96 億円） 《現行：1,000 万円を超える設備を新增設した場合、5 年間一部課税免除》 * 那覇空港、那覇港及び中城湾港（試算 9.9 億円/年）に係る諸費用減免に伴う減収の補填《新規》</p>		
提言内容	<p>①貨物の保税蔵置期間の無期限化《新規》 ②沖縄経由で輸送される要検疫貨物について沖縄での動物検疫、植物検疫免除《新規》 ③保税許可手数料の免除《現行：本則の 1/2》 ④選択課税制度の適用《継続》 ⑤特区と国内の港湾を結ぶ航路での外国籍船による内国貨物の輸送許可 《自貿、特自貿立地企業のみカボタージュ規制一部緩和》</p>		
金融支援	①沖縄振興開発金融公庫による資金の確保《継続》		
その他の財政措置	<p>①那覇空港着陸料及び航行援助施設利用料の全額免除（試算：年額 50 億円） 《現行：本則の 1/6》</p> <p>②物流拠点形成の支援《新規》 「物流拠点の形成に必要な国有地の県への無償譲渡」及び「県による民有地の買上げや借上げ」「物流インフラの整備」（試算 300 億円以上）「管理機構の設立」（試算 130 億円）に係る財政支援</p> <p>③認定後 3 年間の輸送費助成（試算 43 億円/年）《新規》</p>		
その他	①管理運営機構の設立に係る支援（税制の優遇、財政支援措置）《拡充》		

II 提言の必要性

日本と比べ著しく低い実効税率など、競争力を備えた東アジア諸国の競合地域が物流分野における国際的地位や役割を向上させるなか、本県に物流拠点を形成するにはこれら競合地域に優る制度が必要である。

担当部課

企画部 交通政策課

連絡先 098-866-2045

4 地方自治拡大への対応

(1)概況

P106～P107

人口減少や少子高齢化社会の到来、地域住民ニーズの多様化、グローバル化の進展など、経済社会情勢が変化する中で、従来の中央集権型の行財政システムが十分に機能しなくなつたことを背景に、地方分権の流れが加速している。

沖縄県は社会的、自然的、地理的、歴史的な特殊事情を有しており、これらに起因する行政課題は他都道府県とは性質を異にしているため、全国一律の政策によって十分な効果が発揮されないなどの問題がある。また、離島市町村においては、財政基盤が弱い中にあって、行政サービスの高コスト構造を抱えているという課題がある。

このため、沖縄の地域特性に応じた行財政システムの実現を図り、これらの課題に適切かつ柔軟に対処することが求められている。

4 地方自治拡大への対応

(2)克服の意義

P107

沖縄の実情にあった行財政システムが求められる一方で、沖縄が抱える課題の中には、戦後処理問題、基地の整理縮小、駐留軍用地跡地利用、離島振興、条件不利性の克服のための措置など国の責務によって解決されるべきものも存在する。

このため、国の責務を明確にしつつ、沖縄県、市町村、民間等の発意や創意を生かすことが可能な仕組みが必要となる。

自らの責任と創意工夫で地域特性に応じた地域づくりが可能となる環境は、沖縄の発展可能性を顕在化させることができる。

ここに、固有課題克服の意義がある。

4 地方自治拡大への対応 (3) 解決への道筋 P107～P108

こうした状況を踏まえ、国、沖縄県、市町村、民間等のそれぞれの主体がもてる力を最大限発揮できる環境の構築に取り組む。

このため、時代状況の変化に柔軟に対応し、かつ先駆的な各種制度を積極的に取り入れるとともに、自由度の高い財源措置の構築に取り組む。

また、地域や民間の知恵・工夫を生かした多種多様な取組を活発に展開するため、国に対し、地方税財源の充実に向けた働きかけを行うとともに、国際的に比較優位な税制優遇や規制緩和等を実現し、沖縄の比較優位が最大限発揮できる独自の経済振興を推進する。

さらに、行財政基盤が脆弱な小規模町村における行政サービスを維持・確保するための新たな仕組みを検討する。

このような自治拡大に貢献する取組を積極的に推進し、沖縄の自主性・自立性のもと、沖縄の地域特性に応じた政策決定が可能となる自治を目指す。

中長期の視点である道州制に関しては、これまでの議論や各都道府県の動向を注視するとともに、本県の地理的、歴史、文化、県民意識を踏まえ、議論を深め検討していく必要がある。

